

令和８年度ドイツ旅行会社向けプロモーション委託業務
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

別添業務仕様書「1 業務の目的」のとおり。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、令和８年度ドイツ旅行会社向けプロモーション委託業務を委託すべき事業者を選定するために実施する。

3 委託業務の内容（詳細は別添業務仕様書のとおり）

- （１）委託業務名 令和８年度ドイツ旅行会社向けプロモーション委託業務
- （２）委託期間 契約締結の日から令和９年３月１９日（金）まで

4 契約上限金額

3,315,400 円（消費税及び地方消費税 10%を含む）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- （１）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （２）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- （３）三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- （４）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- （５）共同事業体により参加する場合は、各構成員が（１）～（４）の条件を満たすこと。※この場合、構成員単独での参加はできない。

6 提出を求める企画提案資料の内容

（１）企画提案書

- ・様式は日本産業規格の A 4 判（表紙・目次がある場合はそれも含めて 15 ページ以内）、長辺とじとし、提出部数は 8 部とする。
- ・提案書には下記を含めて、できるだけ詳しく記載すること。

ア 業務仕様書「3 業務内容 ア 被招請者の選定」

- 招請する旅行会社等の候補の一覧、各旅行会社等の主な顧客層、送客実績、強み、招請により期待できる効果等のほか、ファミトリップの実施回数及

び招請会社数（招請人数）

イ 業務仕様書「3 業務内容 イ ファムトリップ企画」

- 事業の目的や被招請者の顧客層のニーズ等を踏まえ、三重県内での周遊、長期滞在を促すことができ、特定の地域のみには偏らないファムトリップの行程案とその選定理由
- 県近隣空港と本県間の移動や、本県内のファムトリップで必要となる費用の見込み額
- その他、ファムトリップを効果的に実施するための独自の方策

ウ 業務仕様書「3 業務内容 ウ アンケート等の実施」

- ファムトリップの効果を図るためのアンケート項目・内容案

エ 業務仕様書「3 業務内容 エ 旅行商品の造成に向けた働きかけ」

- 招請した旅行会社の旅行商品の造成や販売に対する具体的なアフターフォローの内容

オ その他

- ・本委託業務の実施計画（委託業務全体スケジュール、事業実施の体制等）の詳細

（2）見積書 8部

記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。また、合計金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額と、それを含んだ金額の両方を記載すること。

（3）提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。

（4）企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及びその添付書類 1部

（5）委任状（第2号様式） 1部 （※必要な場合）

（6）共同事業体協定書兼委任状（第3号様式） 1部 （※必要な場合）

上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付すること。

※（5）（6）については、共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合に提出が必要です。

7 提出方法

（1）提出期限

「6 提出を求める企画提案資料の内容（1）～（3）」

令和8年8月3日（月）17時（必着）

「6 提出を求める企画提案資料の内容（4）～（6）」

令和8年7月16日（木）17時（必着）

※「6 提出を求める企画提案資料の内容（4）～（6）」については、令和8年7月29日（水）までに、参加資格の有無を通知する。

(2) 提出場所

〒514-8570

三重県津市広明町 13 番地

三重県観光部 海外誘客課

(3) 提出方法

- ・上記提出場所への持参
- ・受取確認が可能な郵便や民間事業者の信書便等による送付
※原則として、企画提案資料を提出する際は、上記 2 つの方法によるものとする。ただし、海外から提出する場合に限りメールでの提出も可とする。
- ・海外からメールでの提出を予定している場合、令和 8 年 7 月 15 日（水）正午までに担当部局にその旨を連絡すること。なお、委任状を提出する場合は、メールでの提出後、速やかに原本を（2）提出場所まで送付すること。
- ・メールで提出する場合、「6 提出を求める企画提案資料の内容」（1）から（6）までの資料は、それぞれ PDF 化し、提出期限ごとに必要な資料をメールに 1 部ずつ添付すること。なお、提出前に担当部局と提出方法について、調整を図ること。
- ・企画提案書を持参以外の方法により提出する場合は、電話にて担当部局に受理の確認を行うこと。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の 6 か月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の 6 か月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第 4 号様式）

9 最優秀企画提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

書類審査及び必要に応じヒアリングを実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

(2) 評価基準

以下の項目等により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

①的確性

- ・事業の趣旨を的確に理解し、仕様書に定める要件を満たした適切な提案内容となっているか。
- ・実施スケジュールなど、実施内容は計画的かつ効果的に実現できるものとなっているか。

②企画性（比重配点×2）

- ・旅行会社等の招請はドイツ市場に強みや実績を有する旅行会社等を選定する

など、効果的なものとなっているか。

- ・ファムトリップの行程は、被招請者の顧客層のニーズを満たしたものとなっているか。
- ・アフターフォローは、旅行商品の造成や販売に繋がるものになっているか。

③事業実施体制

- ・事業全体の組織体制、人員・人材など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。
- ・類似業務の実績があるなど、業務の着実な履行が期待できるか。

④経済合理性

- ・見積書の内訳は詳細に書かれており、積算根拠は十分に示されているか。
- ・費用対効果の観点から見積は合理的であるか。

(3) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

①開催日時 令和8年8月5日（水）13時30分～（予定）

②開催場所 三重県庁内または周辺施設会議室（参加者に別途連絡します。）

③事前審査 提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優良受託候補者を選定したうえで、当該優良受託候補者のみによるプレゼンテーションを実施する場合がある。

④その他 プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、見積書によるものとする。

原則としてプレゼンテーションは対面で行うが、海外からの参加者は、希望によりオンライン会議システム（Zoom）を利用してプレゼンテーションを実施する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は選定後、令和8年8月7日（金）までに参加者に通知するとともにホームページにて公表する。

10 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和8年7月9日（木）から7月14日（火）正午まで

(2) 質問の提出方法

書面持参、電子メール（inbound@pref.mie.lg.jp）にて質問を受け付ける。

電子メールの場合、件名に「ドイツ旅行会社向けプロモーション委託業務に関する質問」を含めること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限る。

なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 回答方法

受け付けた質問に対する回答については、7月15日（水）17時までに、原則三重県ホームページに掲載する。

11 契約方法に関する事項

- (1) 地方消費税又は県税に未納がある場合、契約を締結することができない。
- (2) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合がある。

- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てる）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (5) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期
委託料の支払いは、契約条項の定めるところによる。
- (6) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約は、三重県観光部海外誘客課において行う。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ウ 発注所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

14 その他

- (1) 提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。
- (4) 提出のあった各提案書は、返還しない。
- (5) 提出された提案書は「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。
- (7) 個人情報保護法第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則があるので留意すること。

15 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県観光部海外誘客課 山川、赤塚
電 話：059-224-2847
ファクシミリ：059-224-2801
Email：inbound@pref.mie.lg.jp